



# 佐賀県公報

平成17年  
12月1日  
(木曜日)  
号外第3号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

- 保安林予定森林 (五九二・森林整備課) 一
- 平成十七年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度(五九三・" ) 一
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 二

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第五百九十二号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年十二月一日

佐賀県知事 古 川 康

#### 一 (一) 保安林予定森林の所在場所

佐賀市富士町大字小副川字稗田五〇九四、五〇九五、五一〇二の一、五一〇五、五一二七の二四

#### (二) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (三) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 二 (一) 保安林予定森林の所在場所

佐賀市富士町大字鎌原字八久保二八の二、四〇、四一の四

#### (二) 指定の目的

水源のかん養

#### (三) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第五百九十三号

### ●佐賀県告示第五百九十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十七年十二月一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県知事 古 川 康

区域の名称	同上に含まれる森林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
筑後川	鳥栖市、神埼郡及び三養基郡の一円	三三一 二二
川上川	佐賀市、佐賀郡及び小城市(小城町及び三日月町に限る。)の一円	五四五 九二
佐賀北部	唐津市及び東松浦郡の一円	三九六 九三
六角川	多久市、武雄市、小城市(牛津町に限る。)及び杵島郡の一円	二七一 一一
有田川	伊万里市及び西松浦郡の一円	二五一 七三
佐賀南部	鹿島市及び藤津郡の一円	三六五 四九

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年1月18日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年12月1日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成17年11月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 みらい

(2) 代表者の氏名 古川 隆義

(3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市富士町大字小副川2196番地

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者、高齢者に対し、能力に応じた雇用の場を確保し、職業訓練を行うなど、自立支援に関する事業を行う。特に縫製指導ならびに販売支援事業、食品加工事業、清掃事業などを柱に、雇用創出の拡充につなげ、地域でいきいき豊かに暮らせる環境づくりをして、一層の社会参画の促進を図ることを目的とする。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

